

戦没者等のご遺族の皆様へ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第十一回特別弔慰金)の手続きはお済みですか？

25万円(5年償還)の記名国債が支給されます。現在この請求の受け付けを行っています。対象の方は期間中に請求手続きをしてください。戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、公務扶助料や遺族年金等を受け取る方がいない場合に、第十一回特別弔慰金として額面

支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、次の順番による先順位のご遺族お一人が支給対象となります。

戦没者等の死亡当時のご遺族で…

- 1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方(配偶者)
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等と生計関係を有していた①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹(令和2年4月1日において婚姻により姓が変わっている方又は遺族以外の方と養子縁組をしている方は除かれます。)
- 4 上記3以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- 5 上記1から4以外の三親等内の親族(例：戦没者等の兄弟姉妹の配偶者、甥姪やおじ・おば等)の方で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方

<ご注意>

- ・戦没者等の祭祀の実情は、上の順位の決定に反映されません。
- ・支給対象者は、戦没者等の死亡時に生まれていたこと(子は胎児状態でも可)が要件になります。
- ・支給対象者は、令和2年4月1日現在で生存(同日中の死亡含む)していることが要件になります。

<参考：支給対象になる方の主な例>

- ・これまでに特別弔慰金を受給した遺族の方は受給対象となると見込まれます。
- ・平成27年4月1日から令和2年3月31日までに公務扶助料・遺族年金等の受給者が死亡等で失権し、他に受給権者がいなくなった遺族(=新規請求者となります)

請求期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間です。

- ・請求期間内に請求を行なわないと、時効により特別弔慰金を受ける権利が消滅します。
- ・郵送による請求が可能です。
- ・手続きは請求する方の住民登録のある市町村で行います。

受給の内容

額面25万円 5年償還の記名国債

請求窓口及び請求書類

請求窓口：福祉課 福祉支援室または溝口分庁舎 分庁総合窓口課

請求書類：①特別弔慰金請求書 ②印鑑等届出書 ③現況申立書
④印鑑 ⑤本人確認できるもの(例：保険証、運転免許証等)
⑥戸籍等の添付書類

請求書類①～③は請求窓口に準備しています。



その他

詳細は以下の問い合わせ先や町ホームページでご確認ください。



伯耆町ホームページ

問い合わせ先 福祉課 福祉支援室 TEL 0859-68-5534